

令和7年度 事業計画書

わが国の社会保障制度の中核を成す健康保険制度、公的年金制度を円滑に運営するためには、制度を正しく理解して頂くと共に、度々改正される両制度の改正内容等を国民に広く周知することが極めて重要である。

本会は、健康保険制度、公的年金制度の安定的な運営を支援するため、日本年金機構県内各年金事務所（以下「年金事務所」という。）並びに全国健康保険協会愛知支部（以下「協会けんぽ」という。）と連携を密にして、会員である事業主は固より社会保険事務担当者及び被保険者に対し、これらの制度を正しく理解するための広報活動事業や、円滑な事務手続きを行うための事務講習会等を開催し、両制度の周知を図ることとする。

さらに、疾病予防、体力づくり、福利厚生を中心とした健康づくり事業を通して、被保険者及びそのご家族の健康と福祉の増進を図るなど被保険者が安心して働ける環境づくりによって、会員事業所の労働力の確保に寄与するための事業を積極的に実施することとする。

1. 広報活動事業

健康保険制度及び公的年金制度を普及・啓発するとともに、両制度の改正内容を広く周知し、国民の社会保険制度への関心と醸成に寄与するため、広報活動事業を実施する。

(1) 広報誌の作成と配布

広報誌「社会保険あいち」（以下「広報誌」という。）を奇数月に発行し、会員事業主に直接送付するとともに、年金事務所や協会けんぽなどへの来訪者にも広く配布するほか、ホームページにも掲載して社会保険制度の周知徹底を図る。

(2) 参考図書等の配布

社会保険制度の仕組みや制度改正の内容等を事業主や被保険者等に正しく理解していただくため、制度内容等を解説した参考図書などを配布する。

2. 社会保険振興事業

社会保険制度の正しい理解と知識の向上を図るとともに、適正な事務手続きを行うため、年金事務所、協会けんぽ及び愛知県社会保険委員会連合会と連携して各種講習会等を開催し、社会保険事業の円滑な運営を支援する事業を実施する。

(1) 社会保険事務講習会

社会保険事務担当者などを対象に、社会保険事務講習会を開催し、制度の理解と円滑な事務手続きを支援する。

開催案内は、広報誌、ホームページに掲載するほか、新規適用事業所には、直接開催案内を送付する。

(2) 労働保険事務講習会

社会保険事務担当者などを対象に、労働保険事務講習会を開催し、制度の理解と円滑な事務手続きを支援する。

(3) 年金制度等事務講習会

公的年金制度の仕組みや制度改正の内容を正しく理解し、被保険者等からの相談に対応できる知識を習得するため、社会保険事務担当者などを対象に年金制度講習会を開催する。

(4) 年金シニアライフセミナー

退職後の生きがい、健康的な年金生活を送るための情報や知識などを提供するため、被保険者及び年金委員などを対象に、愛知県社会保険委員会連合会と共催で年金シニアライフセミナーを開催する。

(5) 年金委員及び健康保険委員活動の支援

- ① 年金委員活動に必要な情報を提供するため、年金委員に情報誌「月刊社会保険」の配付を支援する。
- ② 年金委員及び健康保険委員の功労者表彰等に協力支援する。
- ③ 愛知県社会保険委員会連合会、各社会保険委員会及び健康保険委員の活動に協力支援する。

(6) 参考図書等の配布

社会保険制度や事務手続きに関連するマニュアルシートを作成し、会員事業主に直接送付し円滑な手続きを支援する。

また、各種講習会や説明会の受講者に説明資料として参考図書を配付するほか、各年金事務所にも参考図書を置き希望する事業主等に配布し、健康保険、厚生年金保険の円滑な手続きに寄与する。

3. 健康づくり事業

被保険者等に対して健康意識を啓発し、健康の保持増進と疾病予防に必要な知識を習得するための集団指導を支援するとともに、スポーツを通じた健康の保持増進を奨励するため、社会保険健歩大会（ハイキング）などを開催する。

また、各種施設と契約して、体育の奨励と福利厚生の実施を図る事業を実施し、参加者に利用料金の一部を助成する。

(1) 健康づくり講演会の講師紹介と開催費用の一部助成

職場において健康づくり講演会を開催する会員事業主に講師を紹介し、開催費用の一部を助成する。

(2) 健康づくりDVDの貸し出し

会議や研修の場において、健康づくりの集団指導に使用することを希望する会員事業主に「健康づくりDVD」の無料貸し出しを実施する。

(3) 社会保険健歩大会、日帰りバスツアーハイキングの開催

健康づくりの基本である「歩く」ことを奨励するため、社会保険健歩大会（ハイキング）及び日帰りバスツアーハイキングを開催し、日帰りバスツアーハイキングの参加者に費用の一部を助成する。

(4) ボウリング大会の開催とボウリング割引券の発行

全身運動であるボウリングを通して健康の保持増進を図るため、ボウリング大会を開催するほか、ボウリング場施設と契約して割引券を発行し、交付を希望する会員事業主に配付する。

(5) プール入場料、アイススケート滑走料、スキーリフト1日券の一部助成

被保険者等に運動を奨励するとともに、福祉の向上を図るためプール、アイススケート、スキー場を運営する各施設と契約して入場料金等の一部を助成する。

(6) 契約保養所利用料金の一部助成等

被保険者等の心の健康づくりのため、保養施設を運営する事業者と契約して利用補助券を発行し、宿泊料金等の一部を助成する。

岐阜県を始め10県の社会保険協会が共同で下呂温泉及びぎふ長良川温泉の旅館組合と契約し、宿泊助成券を発行して宿泊料金の一部を助成する。

(7) 日帰り入浴利用料金の一部助成

被保険者等の心の健康づくりのため、日帰り入浴施設を運営する事業者と契約して日帰り入浴利用補助券を発行し、施設を利用した場合に日帰り入浴利用料金の一部を助成する。

(8) 潮干狩り、いちご狩り場入場料金の一部助成

被保険者等の福祉の向上を図るため、漁業協同組合及びいちご狩り場施設と契約し、入場料金の一部を助成する。

(9) 契約施設の優待利用

全国の社会保険協会の共同事業として、ホテル等の契約施設を優待料金で利用で

きる「施設利用会員証」を発行し、優待利用の促進を図る。

(10) 家庭常備薬等の斡旋

被保険者等の疾病予防や健康管理のため医薬品等を特別価格で斡旋する。

(11) 冊子・ポスター等の配布

健康づくり（疾病予防等）に関する冊子、パンフレット、ポスターを作成して会員事業主に配付し、被保険者等の健康づくりを支援する。